



~ステークホルダー視点を持ちながらガバナンスに寄与する~

日本公認会計士協会 社外役員会計士協議会 議長

> ^{ふじぬま}つぐぉき 藤沼 亜起

国広総合法律事務所 弁護士

くにひろ ただし **國廣 正** (ファシリテーター) 日本公認会計士協会 D&I担当協力理事

ますだ あきひこ 増田 明彦

2021年5月25日、日本公認会計士協会社外役員会計士協議会では、様々な企業の社外役員としてご活躍されている弁護士の 國廣 正氏と、協議会議長である藤沼亜起氏による対談を実施いたしました。本対談では、社外役員が企業で果たすべき役割や期 待をテーマに、弁護士や公認会計士といった職業的専門家が社外役員として活躍するために必要な事項や心構えについてご議論 いただきました。実務にも資する内容が含まれておりますので、ぜひご一読ください。 (編集部)

職業的専門家への期待

ガバナンス強化への寄与

増田 お二人はこれまで多くの企業の 社外役員を経験されておられますが、企 業側が職業的専門家の社外役員に期待 する役割についてどのようにお考えで しょうか。

國廣 社外役員には、企業のガバナンス 強化への寄与が求められます。ガバナン スは企業に対する牽制であり、経営に規 律を与えることにより持続的な成長の基 礎を作るという意味で大変重要なもので す。

公認会計士や弁護士といった士業の

方には、社外役員への就任に当たって法律知識や会計知識といった専門知識が求められるとお考えの方もいらっしゃいますが、その認識は誤りです。法律知識であれば顧問弁護士に、会計知識であれば財務部や監査人等に確認すればよいのです。

この点について、実は、企業側も公認

会計士や弁護士の社外役員には会計や 法務の観点での意見を求めればよいと誤 解している場合があります。

公認会計士や弁護士は、業務を通じて 様々な企業に関わって、その中で企業の 成功事案、失敗事案に触れており、その 経験を活かして、CEOを頂点とする執行 側への規律を与える、つまりガバナンス への寄与が求められるのです。

もちろん、素養として専門知識を有し ていることは前提条件であり、専門知識 を活用することが求められる場面もあり ます。

しかし、それだけではなく、プロフェッ ショナルとしての経験を踏まえてガバナ ンス強化に向けて的確なアドバイスを 行っていかなくてはいけません。

藤沼 そのとおりであると思います。 コーポレートガバナンス・コードの「【原 則4-11.取締役会・監査役会の実効性 確保のための前提条件】」に「必要な財務・ 会計・法務に関する知識を有する者が選 任されるべき」「と記載されていることか ら、企業側は専門知識に関するアドバイ スを求めてしまうことがあるのだと思い ます。

公認会計士も弁護士もこれまでの様々 な経験を踏まえて、ガバナンスの観点か ら的確にコメントすることが重要です。

また、しっかりとコメントすることを 通じて、企業側の認識を変えていき、ガ バナンス向上に向けて社外役員が忌憚の ない意見を発信できる環境を整えていく ことも重要であると思います。

ステークホルダーの代表としての役割

國廣 公認会計士にも弁護士にもいえ ることですが、企業の経営者ではないた め、「意見に自信がない」、「発言する適格 性がない」といった理由で、企業の経営 判断へ意見を述べることについて自己規 制してしまう場合が見受けられます。

この考え方は、私は間違っていると思 います。

社外役員は、取締役も監査役も、株主 や投資家といった資本市場のみならず、 企業の顧客や社会といった幅広いステー クホルダーを代表しているのです。

その観点から、様々な疑問や問題意識 について臆することなく積極的に意見を 述べることは社外役員の責務であるとい えます。



一般株主、顧客、社会といった視点で おかしいと思ったこと、分からないこと を素直に質問することは、社外役員にし かできないことです。

そして、当然のことではありますが、公 認会計士も弁護士も職業的専門家とし ての倫理観、ロジカルに物事を考える力 を有しています。そういった能力を活用 して、感情論ではなくロジカルにステー クホルダーの視点で企業をしっかりと監 視していく必要があります。

藤沼 公認会計士である社外役員はこ れまで培った会計・監査の経験を踏まえ て、頻繁に改正がなされる会計基準や監 査基準に関連した重要な気付き事項は

しっかりとコメントしなくてはいけません。 しかし、これ以外の一般的な気付き事 項は多数あるわけですから、寡黙になる ことなく積極的に発言をしていく必要が あります。

取締役会では、企業特有の用語を用い た難解な議論がなされる場合もあります が、私も分からないことがあれば勇気を 持って質問するようにしています。

國廣 たしかに、外部の者に理解できな い特殊な略語を使う企業は多いと思いま す。我々はステークホルダーの代表です から、社内の言葉で話をされても理解で きませんと堂々と言うことは重要である と思います。

空気を読まないことの重要性

藤沼 國廣さんは、常々「空気を読まな いことが必要だ」とお話されていますが、 空気を読まないということはとても勇気 が必要なことであると思います。このお 考えの意図について教えてください。

國廣 日本人だからなのか、「この場面 でこのような質問をすると相手が嫌がる だろうな」といったように、空気が読めて しまうため、「空気を読まずに発言する」 ことは本当に勇気が必要だと思います。

しかし、ガバナンスは、同質的集団の 陥りやすい過ちへの牽制、また、スピード 感を持って変化へ対応することを促すこ とが目的ですので、あえて「空気を読ま ずに発言する」ようにしています。

高度経済成長期は、空気を読んで皆で 同じ方向を向き、効率化を追い求めるこ とが優れたビジネスモデルだったわけで すが、変化の激しい現代では、そのスタ イルでは企業は競争を勝ち抜くことがで きません。

「空気を読まない」で「多様性」を企業 内に持ち込むことが社外役員の役目であ



ると考えています。

企業の決断の後押しをする

藤沼 その観点で、過去にM&Aの案件 についての議論で困ったことがありまし to

取締役会では、企業側の担当部署で詳 細な調査をし、想定問答も準備した上で M&Aの提案がなされるため、買収価額 が高すぎるのではないかといった質問を しても、問題の本質を突くことが難しい と感じています。

M&AではPMIが大切であり、その案 件について事業部門がコミットしている のか、経営企画部だけで動いているとい うことはないかとか、別の観点から質問 するようにしています。

國廣 藤沼さんのおっしゃることはとて も重要だと思います。買収価額は、細か く計算をしていけば妥当なレンジに収斂 していくため、価額についての質問では 本質を突くことは難しいと思います。

私もM&Aの目的、関係部門のコミット メントの有無、将来性についてどのように 判断しているのかという経営判断のプロ セスをしっかりと確認し、PMIも含めてス テークホルダーの立場から納得できる案 件であるかを確認するようにしています。

また、結果としてM&Aが失敗するこ ともあります。

しかし、それは仕方のないことである と考えています。仮に失敗してしまった としても、社外役員の立場、つまり、社外 のステークホルダーの立場で納得できる 説明がなされることが重要なのです。

藤沼 企業側もリスクを承知の上で将 来を見据え、どうしても買収しなくては いけないという場面もあると思います。 そのときに、PMIも含めてしっかりとし た体制が整っておりM&Aに価値がある と思える場合は、その決断を後押しする



ことも必要になりますね。

國廣 そのとおりであると思います。百 発百中のM&Aはないわけですから、も し失敗したとしてもその経験を次に活か しなさいといえるぐらいの度量が求めら れますね。

そういった観点から、「私はその議案に 賛成をしたけれども実は反対だった | な どと言ってはいけないと思います。

一部の社外役員には、企業の成長を目 指すチャレンジに消極的で、自分を守る ための発言ばかりする方がいるようです が、これでは企業側の信頼を得ることは できません。

牽制は揚げ足取りではありません。確 実に間違っているときには「ノー」と言い ますが、納得できる案件については実施 に向けてしっかりと背中を押してあげる ことにより、社外役員への信頼は醸成さ れているのだと思います。

「攻めのガバナンス」と 「守りのガバナンス」

増田 「攻めのガバナンス」、「守りのガバ ナンス」という言葉があります。最近で は特に「攻めのガバナンス」が強調され ることが多いように思います。この2つ のガバナンスの違いについてお話をおう かがいできますか。

國廣 「攻め」と「守り」のどちらを重視 すべきかといった議論がありますが、私 は、この2つは一体のものであると考え ています。「VUCA"の時代」と呼ばれる ように、現代は変化がとても激しく、数年 前にコロナ禍を予測できなかったように、 数年後の世界がどのようになっているか を予測することは困難であるといえます。

そのため、企業には変化に対する柔軟 な対応力が求められます。

この対応力の例として、社会情勢の変 化によって企業経営が傾かないようにリ スクを管理するといった「守り」の観点 と、社会情勢の変化をとらえて企業の成 長に結び付けるといった「攻め」の観点 が挙げられます。

つまり、柔軟な対応力は「守り」の側面 も「攻め」の側面も有しているのです。

監査役の中には「守り」の発言しかせ ずに企業の経営方針などについて発言 しようとしない人もいますが、「攻め」と 「守り」は一体のものですので、企業の経 営判断にかかわる事項についても積極的 に発言していかなければならないと思い ます。そして、この発言は執行側と同じ 目線で細かい議論をするのではなく、ス テークホルダー目線という別次元の観点 から行うことが重要です。

監査役の発言に制限はない

増田 社外役員会計士協議会では、様々 な社外役員の方との意見交換会を行って います。その意見交換会の中で、監査役 はどこまで発言してよいかという点につ いて議論になることが多くあります。こ れについてどのようにお感じでしょうか。

國廣 社外監査役はステークホルダー

を代表して質問するわけですから、発言をしてはいけない事項はありません。逆に疑問を感じたにもかかわらず発言をしないということは、職務怠慢であるといえます。

経営方針に関する事項について、社外取締役であれば発言してよいが社外監査役は発言を控えた方がよいと感じている方もおられるようですが、そういった認識の方は「攻め」と「守り」のガバナンスは一体のものであるということを理解できていないのだと思います。

私も、様々な企業の社外取締役や社外 監査役を務めていますが、取締役会で自 分が監査役だからといって発言を自粛し たことは一度もありません。逆に企業側 が監査役であれ、取締役であれ、社外の ステークホルダー目線からの発言を歓迎 するムードがあります。

取締役と監査役には、最終的には、法 律上で規定されている職務に違いがあ り、取締役会の議案への議決権を監査役 は有していません。

しかし、この議決権がないからといって、監査役が発言してはいけないということはありません。取締役会の議論を充実させていくためにも、監査役は積極的に発言していく必要があるのです。

藤沼 公認会計士は、会計・監査の専門家であることから社外監査役に就任するケースが多いのですが、適法性ばかりを考慮して発言するのではなく、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえて企業価値の向上に向けて積極的に発言をするように、社外役員会計士協議会の研修会で周知するようにしています。

國廣 公認会計士の皆様は、監査を通じて様々な企業の統制環境やガバナンスの 状況に触れていますので、その経験を有 効に活用していただくとよいと思います。 弁護士にもいえることですが、適法性 の観点からしか発言しない形となってし まうと、せっかくの経験が宝の持ち腐れ になってしまいます。

機関設計の違いと 社外役員の役割

増田 日本では、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社の3通りの機関設計が可能です。それぞれの機関設計で社外役員の役割やステークホルダーから期待される事項に違いがあれば教えてください。

國廣 指名委員会等設置会社の方が透明性・信頼性が高いといわれますが、指名委員会等設置会社であればガバナンスが完璧であるというわけではなく、不祥事が発生することもあります。もちろん、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社にも同様のことがいえます。

指名委員会を設置していることは、ガバナンス上、大変重要なことですが、監査役設置会社でも任意の指名委員会を有しており、そこが有効に機能しているところもあります。逆に指名委員会が経営者の決定の追認機関になっているところもあります。

単に「箱」を作るだけではなく、制度の 趣旨に沿ってしっかりと運用されること が必要であると思います。

藤沼 例えば、國廣さんが社外監査役を 務めている東証一部上場の大手企業で は、監査役会設置会社でもしっかりとし たガバナンスを構築できている企業があ ります。

機関設計を問わず、制度の趣旨をしっかりと理解して、ガバナンス強化に向けて着実に取り組んでいくことが重要であると思います。

企業のリスクマネジメントに おける社外役員の役割

不祥事防止に向けての対応

増田 昨今、不祥事の発生により企業価値が大きく毀損するケースが見受けられます。この不祥事に対して社外役員はどのような役割を果たすことが期待されているのでしょうか。

國廣 不祥事への対応において、社外役 員が果たす役割は非常に重要です。

日本企業の不祥事においては、特定の 経営者が悪事を働くといったケースは少 なく、以前から行われていた談合やデー 夕偽装が明るみに出るケースが多いと思 います。

つまり、同質性が高い日本企業において過去から連綿と行われている不正について、「業界では当たり前だから」といわれ「空気を読んで」続けてしまうというパターンが圧倒的に多いのです。

これに対して、異議を唱えることができるのがステークホルダーの代表である 社外役員です。

不祥事の発生を予防するために、社外 役員が常日頃から「空気を読まず」にお かしいと思ったことについてしっかりと 発言することが重要になります。

不祥事発生時の対応

國廣 一方で、不祥事はどのような対策 を講じていても発生します。

そして、企業が不祥事で致命的に企業 価値を毀損する大きなファクターは「隠 匿」することです。

不祥事が発生した際には、自らしっかりと事実関係を調査し、原因を究明してステークホルダーへ素直に謝罪をすればよいのですが、隠匿することにより傷口



が大きく広がっていくことになります。

ところが、同質性の高い集団の中では、 不祥事を公表することに二の足を踏んで しまう傾向があります。

社外役員は企業から独立した立場で すので、不祥事が発生したときに隠匿し てはいけないと意見することができます。

社外役員は、企業の致命的な不祥事隠 匿を防ぐ強い安全装置であるといえま す。

安全装置が働かなかった事例

國廣 この安全装置はうまく働く場合が 多いのですが、企業側が意図的に働かせ ない場合もあります。その例として、某 電力会社の原子力発電事業の不祥事件 が挙げられます。

この事例は、原発が立地する自治体の 元助役が、当該企業の経営トップや原子 力事業本部を中心とした同社幹部らに、 多額の金品を30年以上にわたって提供 してきたというものです。

社内で不祥事が発覚した後、監査役会 には報告したものの取締役会には報告を しませんでした。

刑法犯には該当しない、故意が認めら れない、職務関連性がないといった理由 をつけて取締役会に報告しなかったとの ことですが、ステークホルダーの代表で ある社外取締役に不祥事を伝えたくな かったという理由もあったのではないか と思います。

私はよく「二発目轟沈の原則」という 言葉を使います。不祥事の発生(一発目) だけでは企業は傾きませんが、それを隠 匿する(二発目)ことで企業が傾くことに なるという意味です。この二発目を防ぐ ための最大の安全装置が社外役員であ るわけですが、不祥事を社外に公表すべ きと言われることをおそれ、この事例で

は社外役員に意図的に伝えられなかった のかもしれません。

企業側と社外役員の信頼関係の構築

増田 こういったことが発生しないよう に社外役員は企業側に食い込まないとい けないと思いますが、なかなかハードル が高いようにも感じますね。



國廣 ハードルの高さには2つの要因が あると思います。

1つは、企業側からみて、社外取締役・ 社外監査役への敷居が高くなっている点 です。

普段からしっかりとコミュニケーショ ンがとれていて敷居が低い状態であれ ば、不祥事が発生した際に相談しやすい のですが、敷居が高い状態では相談がし づらくなります。お時間を取らせるのは 申し訳ないといった理由を付けて、奉っ てしまい社外役員を安全装置として有効 活用するという視点が欠けてしまうので す。

もう1つは、社外役員側の意識の問題 です。よく自分に情報が入ってこないと おっしゃる社外役員の方がいらっしゃ いますが、ちゃんと自分で情報を取りに 行っているか、これまでの行動を省みて ほしいと思います。

普段からフットワーク軽く現場を視察 し、様々な職員とコミュニケーションを とることにより、あの人に話をすればな んとかしてくれるのではないかといった 空気が醸成されていきます。

社内側・社外側それぞれに課題があり、 両方から壁を壊していかないといけませ ん。

社外役員を引き受ける際の 心構え

責務を全うするための覚悟

増田 社外役員はとても責任の重い職 務であると思いますが、この職務を引き 受ける際の心構えについてお話をお聞か せください。

藤沼 私は、2007年に日本公認会計士 協会の会長を任期満了で退任した後、 様々な企業の社外役員を務めてきまし

当時を振り返ると、2015年のコーポ レートガバナンス・コードの適用等もと らえて、コーポレートガバナンス強化に 向けて企業側も動いており、社外役員の 責務も年々重くなっていたと感じていま す。

当初と比較すると、その職務を全うす るために調べないといけないことも増え ました。特に私が社外役員を務めていた 会社は、時価総額が高くグローバルで活 動していたため、取締役会も英語で行わ れるようなケースもありました。

そういった企業の社外役員に複数就 任していましたので、本当に負担が大き かったです。

ガバナンスに対する認識が企業のみ ならず社会的に大きく変わってきており、 生半可な思いでは社外役員としての責務を全うすることはできないということ を認識した上で引き受けるか否かを検討する必要があると思います。

國廣 おっしゃるとおり、ガバナンスの 重要性を自覚する企業が増えてきたと思います。社外役員に就任するのであれば、 お飾りではなく、かなりの時間と労力を 使うという覚悟が必要であると思います。

『会計・監査ジャーナル』をお読みになっている公認会計士の皆様は上場企業の社外役員へ就任するケースが多いと思いますが、上場企業は規模が大きく会社そのものを理解するためにはかなりの時間が必要となります。

通常は、最初の1年から2年は勉強期間で、経営者との対話や現場への視察、現場職員とのコミュニケーション等へ多くの時間を割くことになります。

また、公認会計士であれ、弁護士であれ、それは1つの資格にすぎないととらえて、「資格の看板」ではなく、「生(なま)の自分」で勝負することが重要であると思います。社外役員の職務をこれまでの会計・監査業務の延長であると考えるのではなく、ステークホルダーの代表となるのだという気概を持つことが重要であると思います。

見極めのポイント

増田 こういった企業であれば社外役 員を引き受けても問題ないといった判断 基準はあるのでしょうか。

國廣 やはり企業の内部をしっかりと見せてくれて、自由に対話できる企業でなければ、怖くて引き受けられないですね。 藤沼 そのとおりですね。社外役員側のコメントには企業にとってよい意見も悪い意見もあると思いますが、どの意見にもしっかりと耳を傾けて、企業経営に活



かそうとする姿勢がある企業が良いと思います。

國廣 また判断に当たって、「私に何を求めますか」と聞くとよいと思います。 そこで、「先生には会計・監査の観点からアドバイスをいただきたい」と言われたらダメだと思います。会計・監査のアドバイスが欲しければコンサルタントを雇えばよいのです。私は、一番に法的アドバイスを求めてくるような企業の社外役員は引き受けません。

社外役員と経営者との距離感

藤沼 私は、自分の意見をはっきりというために、例えば、社長やCEOといった方々と社外役員はある程度の距離を保つ必要があると思っています。一方で、そういった経営者の方々と必要以上に仲良くなろうという方もいらっしゃいます。社外役員と経営者との距離感についてどのようにお考えでしょうか。

國廣 牽制や規律といった観点から社外 役員と経営者が「お友達」になってしまっ てはいけないと思います。一方で、距離 が遠すぎてもよいわけではありません。

「お友達」にはならないけれども、お互いが社外役員の牽制や規律といった役割を理解し、コミュニケーションをしっ

かりとれる関係性が理想ですね。

藤沼 そのとおりですね。「お友達」に なってしまうと不祥事が発生した際に経 営者を守ろうとしてしまいますよね。

経営者の観点から心地よい意見だけで はなく、時には耳障りとなる意見も伝え られる関係性を構築する必要があります。

IPOを目指す企業の社外役員

増田 國廣さんは、上場企業だけでなく、 IPOを見据えたベンチャー企業の社外 役員にも就任されておられます。そのよ うな企業の社外役員へ就任した経緯を 教えてください。

國廣 その企業は、上場に向けてガバナンスを強化するため社外役員を探しており、様々な候補者を探して、一番経営陣に厳しい意見を述べそうな人物ということで私に行き当たったそうです。(笑)

私へコンタクトがあった後、社長と面 談させてほしいと要望しました。

すぐに面談の場をセッティングしていただき、その場で「経営が苦しくなったとして、会計をいじるといったことをしますか」と直球の質問をしました。もちろん、この質問に「します」などと答えるわけはないのですが、答えるときに経営者の目が泳ぐかを見たのです。

しかし、こちらの目を見てきっぱりと



そのようなことはないと誠実に回答して くれました。

また、私はガバナンスにとても厳しい ので、様々な資料を見せてもらう、つま り、とてもうるさい社外役員になるが大 丈夫か確認をしましたが、「まさにそこを 期待しています。よろしくお願いします」 ということだったので、引き受けること にしました。

社外役員に就任した後は、社内だけで はなく監査法人との対話も徹底的に行い ました。監査チームとCFOのミーティン グにも同席をし、「とにかく徹底的に監査 をしてほしい、もし粉飾するとすれば、そ れをするのはこのCFOだから監査法人 として何か困ったことがあれば私に連絡 してほしい」と伝えたこともあります。

これは監査法人にしっかりとした監査 をしてもらうためにCFOも了解した上 での演技だったのですが、ガバナンス強 化に向けた企業側の覚悟も相当なもので あったと思います。

増田 ベンチャー企業の社外役員を引 き受ける際に気を付けることがあれば教 えてください。

國廣 公認会計士の方が社外役員へ就 任するパターンはいくつかあります。代 表的なものは、監査法人を勤め上げて上 場企業の社外役員へ就任するパターン と、比較的若い年代で監査法人を退職し て、IPOを目指している企業の社外役員 に就任するパターンがあると思います。

後者については、社外役員なのか会計 アドバイザーなのか役割が明確でないま ま社外役員に就任してしまい、社外役員 としての本来の役割を果たすことができ ないケースも見受けられます。

ベンチャー企業には、大企業にはない チャレンジ精神、世の中を良くしたいと いう使命感や高いモチベーションがあ り、ベンチャー企業の社外役員はとても やりがいがある仕事であると思います。

一方で、ベンチャー企業の中には、ガ バナンスへの認識が甘い企業も見受けら

経営者やCFOとの面談等を通じて、ガ バナンス強化に向けた考え方や姿勢をしっ かりと確認する必要があると思います。

社外役員は企業の株を 持つべきか

藤沼 株主総会で、「社外役員へ会社の 株を1株も持っていないのに株主の気持 ちがわかるのか」といった質問がされる ことがあります。また、ある会社の監査 役を務めていたときに「自分はその会社 の株を持っているのでしっかりと稼ぐよ うな会社にしてほしい」と言われたこと があります。この株主は、株主の視点で 企業のガバナンスをしっかりと見てほし い、良い会社にしてほしいという趣旨で そう言ったのだと思いました。その際に、 株を保有することによって企業経営への コミットメントを高める効果があること に気付かされました。この点についてご 意見をお聞かせください。

國廣 社外役員に就任している企業の 株を保有するという考え方と保有しない という考え方があり、そのどちらもあり だと思います。

私自身の経験で申し上げますと、初め て社外役員に就任した際は、その企業の 株式は取得しませんでした。株価によっ て社外役員としての自身の行動がぶれて はいけないと思ったからです。

一方で、その後、社外役員に就任した 企業では、従業員持ち株会を通じて株を 一定程度所有しており、株を所有するこ とによって企業経営へのコミットメント が高まる側面もあると感じています。

株を持たないという考えも尊重されま

すし、株を持つという考えも尊重される のだと思います。

ただ、株を持つ際はインサイダー取引 とならないように、持株会を通じて取得 するのがよいと思います。

読者へのメッセージ

増田 最後に読者へのメッセージをい ただけますでしょうか。

國廣 繰り返しになりますが、読者の皆 様には社外役員は会計の専門家・法律の 専門家としての「知識 | が求められてい るのではなく、企業のステークホルダー の視点をしっかり持ち、ガバナンスへ寄 与するという役割が求められているとい うことを意識してほしいと思います。

また、牽制するだけではなく、企業の 決断の背中を押す役割も果たしていく中 で、社外役員への信頼を醸成していって いただきたいと思います。

藤沼 國廣さん、本日はお忙しい中あり がとうございました。

〈注〉

- i 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバ ナンス·コード~会社の持続的な成長と中期 的な企業価値の向上のために~」、2021年6 月11日、19ページより抜粋
- ii 「Volatility」(変動性)、「Uncertainty」 (不確実性)、「Complexity」(複雑性)、 「Ambiguity」(曖昧性)の頭文字をつなぎ 合わせた言葉。これらの4つの要因のため、 現代の社会や経済の環境が予測困難な状況 であることを示している。
- ※ 本対談にご参加いただいた方々の職位・肩書は 対談実施時点(2021年5月)のものです。

*必須研修科目「職業倫理」研修 教材

教材コード → 研修コード J 0 1 0 1 5 2 1 0 0 1

履修単位

1単位